

# 第235回一関市教育委員会定例会

日時 令和4年5月24日（火）

午後1時30分から

場所 狐禅寺市民センター

## 1 開 会

## 2 議 事

議事日程第1 議案第12号 一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

## 3 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について (資料No.1)

## 4 その他

(1) 令和4年度学校教育行政の重点について（いじめと不登校への対応） (資料No.2)

(2) その他

## 5 閉 会

第235回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第12号	一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて
--------	-----------------------------

議案第12号

一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求める。

1 委嘱（令和4年6月1日付け、任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日）

No.	氏名	所属等	区分
1	鈴木五郎	一関文化協会副会長	社会教育関係者
2	岩本和美	一般社団法人一関市体育協会理事	社会教育関係者
3	伊藤幸次	一関市PTA連合会副会長、猿沢小学校PTA会長	家庭教育関係者
4	栃内宏之	弥栄小学校長	学校教育関係者
5	羽柴隆之	一関中学校長	学校教育関係者
6	館澤敏子	一関市地域婦人団体協議会連合会副会長	家庭教育関係者
7	佐々木信明	大東高等学校長	学校教育関係者
8	藤森泰子	一関芸術文化協会事務局長	社会教育関係者
9	鈴木百合子	中里まちづくり協議会プロジェクトサブリーダー	社会教育関係者
10	佐藤定悦	弥栄まちづくり協議会	社会教育関係者
11	金野陸夫	花泉町民合唱団代表	社会教育関係者
12	小野寺美枝子	花泉芸術文化協会	社会教育関係者
13	菊地昌齐	猿沢地区振興会長	社会教育関係者
14	河野麻希子	大原まちづくりの会事務局	社会教育関係者
15	千葉喜代一	奥玉市民センター生涯学習推進員	社会教育関係者
16	村上とも子	千厩図書館運営協議会委員	社会教育関係者
17	吉田美和子	たいしたもんだ長坂みらい塾副代表	社会教育関係者
18	小山真正	室根市民センター所長	社会教育関係者
19	小山亜希子	川崎まちづくり協議会議員	社会教育関係者
20	白石理恵	一関市スポーツ推進委員	社会教育関係者

令和4年5月24日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

理由

任期満了により新たに一関市社会教育委員を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

社会教育委員関係法令

○社会教育法（関係部分抜粋）（昭和24年法律第207号）

第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 19 条 削除

○一関市社会教育委員条例（平成 17 年 9 月 20 日条例第 74 号）

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。